

24欄及び28欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

平成 年 月 日 税務署長殿	業種目 所管 概況書 要否 別表等	連結申告 一連番号
納税地 電話() -	連結親法人 整理番号	連結グループ 整理番号
(フリガナ) 連結親 法人名	期末現在の 出資金の額	連結事業年度 (至)
(フリガナ) 代表者 自署押印	経理責任者 自署押印	売上金額
代表者 住所	旧納税地及び 旧法人名等	申告年月日
	添付書類 <small>貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動計算書又は損益金処分表、勘定科目内訳明細書、個別簿籍簿籍に関する書類、事業概況書、組織再編成に係る契約書等の写し、組織再編成に係る移転資産等の明細書</small>	申告区分 庁指定 局指定 指導等 区分
		通通信日付印 確認印 省略 年 月 日

平成 年 月 日

連結事業年度分の

申告書

平成 年 月 日

翌年以降送付要否	要	○	否	○
適用額明細書提出の有無	有	○	無	○
税理士法第30条の書面提出有	○	税理士法第33条の2の書面提出有	○	

	十億	百万	千	円
連結所得金額又は連結欠損金額(別表四の二「50の①」)				
法人税額(34)又は(37)				
法人税額の特別控除額(別表六の二「27」+別表六の二「16」+別表六の二「18」+別表六の二「19」+別表六の二「20」+別表六の二「21」+別表六の二「22」+別表六の二「23」+別表六の二「24」)				
差引法人税額(2)-(3)				
リース特別控除取戻税額(別表六(二)「30」+別表六(十五)「30」+別表六(十八)「30」+別表六(二十)「30」+別表六(二十七)「31」)				
課税土地譲渡利益金額(別表三(二)「24」+別表三(二)「25」+別表三(三)「20」)			0	0
同上に対する税額(38)+(39)+(40)				
法人税額計(4)+(5)+(7)				0
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額				
控除税額((8)-(9))と(43)のうち少ない金額				
差引この申告により納付すべき法人税額(8)-(9)-(10)				0
特別税率の特例適用がある場合				0
(1)のうち(24)を超える10億円相当額以下の金額				0
99,200万円×12				0
(1)のうち10億円相当額を超える金額				0
(1)-10億円×12				0
連結所得金額(1)				0
(24)+(25)+(26)				0
1)の金額又は800万円×12相当額のうち少ない金額				0
(1)のうち800万円相当額を超える金額				0
(1)-(28)				0
連結所得金額(1)				0
(28)+(29)				0
土地譲渡税額(別表三(二)「27」)				0
同上(別表三(二)「28」)				0
所得税の額(別表六の二「6の③」)				
外国税額(別表六の二「17」)				
計(41)+(42)				
控除した金額(10)				
控除しきれなかった金額(43)-(44)				

この申告	所得税額等の還付金額(45)	十億	百万	千	円
24欄	損金の繰戻し				
中小企業者等である連結法人の法人税率の特例※を適用している場合には、適用額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の8第2項」 ②区分番号に、「10004」 ③適用額欄に、当該別表一の二(二)24欄の金額(円単位)を記載してください ※法人税法第2条第7号に規定する協同組合等のうち、租税特別措置法第68条108第1項第1号から第3号までに掲げる要件のすべてに該当する協同組合等					
申告書合制の	翌期へ繰り越す連結欠損金	23			
24欄	税額	31			
	(24)の19%相当額	32			
	(25)の23%相当額	33			
	(26)の26%相当額	34			
中小企業者等である連結法人の法人税率の特例※を適用している場合には、適用額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の8第1項第2号」 ②区分番号に、「10002」 ③適用額欄に、当該別表一の二(二)28欄の金額(円単位)を記載してください ※上記24欄以外の協同組合等					
と等	※税務署処理欄				

税理士署名押印	(印)
---------	-----

別表一の二(二) 各連結事業年度の連結所得に係る申告書(協同組合等の分) 平二十三・四・一以後終了連結事業年度分